

「熊本城 REVIVAL2026」プロモーション動画制作業務委託 基本仕様書

1 業務委託名

「熊本城 REVIVAL2026」プロモーション動画制作業務

2 業務目的

本市では熊本地震発災後、震災復興計画を策定し、5つの復興重点プロジェクトのひとつとして、熊本のシンボルである熊本城の復旧に取り組んできた。

平成28年熊本地震から10年の節目を迎えるにあたり、本市の復旧・復興を振り返り、今後の記憶の風化防止を図るために、熊本城及び周辺地域において一年を通じて四季ごとに関連イベント（総称：熊本城 REVIVAL2026）を実施する。

そこで、イベントへの来場者数の増加や、年間を通じて熊本城に思いを向けてもらうために、直感的かつ感情に訴える形で効果的に伝えることが重要である。その手段として、視覚的訴求力に優れた映像コンテンツの活用が極めて有効であると考えられる。

本業務は、各種イベント、公式WEBサイト、各種SNS（Instagram、YouTube等）、屋外広告等における広報活動に使用可能な、高品質なプロモーション動画を制作することにより、熊本城及び「熊本城 REVIVAL2026」に対する認知度及び関心の向上を図るとともに、熊本城の復興に対する機運の醸成や、本市の観光消費額の増加に繋げることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）1月31日

4 業務内容

受託者は、「2 業務目的」を十分に理解し、動画の制作に関するすべての業務を行うものとする。

（1）企画・構成

「熊本城 REVIVAL2026」は、「振り返り」「追悼」「感謝と恩返し」「伝承」をテーマに、年間を通じて様々な企画・実施を予定している。受託者は、本業務目的およびテーマを踏まえ、来場意欲・話題性・共感を喚起する印象的なプロモーション動画の企画案・コンセプトを独自に検討の上、企画・構成にあたっては、以下の要素を考慮すること。

- ① 記録映像にならないよう、熊本城について未知の視聴者にも関心を引き付け、熊本城への来訪意欲を促すような印象的かつ話題性の高い映像作品にすること。
- ② イベントや展示等の利活用も想定し、それらの場面に適したものとすること。
- ③ 動画の内容

内容については下記のとおりとする。

動画種別	動画尺	本数等	納品時期	配信予定媒体
① ショート動画（熊本城 REVIVAL2026 全体告知用）	15 秒 ～60 秒	縦型・横型 各 1 本以上 （映像は共通の内容とするものの、放映する時期によりテロップを差し替えるなど、数パターン作成を求める。）	令和 8 年 2 月頃 ※ただし、2 本目以降は本市と協議の上、決定する。	各種 SNS、WEB 広告、デジタルサイネージ等
② ロング動画（プロモーション用）	3 分以上	横型 2 本以上	令和 8 年 4 月頃 ※ただし、2 本目以降は本市と協議の上、決定する。	各種催事・観光施設等におけるモニター及び SNS 等

①、②については、「熊本城 REVIVAL2026」のテーマと整合し、より効果的な尺および本数がある場合は別途提案も可能とする。

（2）撮影

「（1）企画・構成」に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 出演料、協力者、撮影地への交渉・許可取り
- ④ 使用料、出演料、謝礼等撮影に必要な費用の負担

（3）編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。編集、デザイン、レイアウト等は本市の意向を反映させるとともに、提案を行うこと。また、動画の完成までに本市による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

5 成果品

- (1) 業務実施報告書
- (2) 動画データ 一式
- (3) DVD (MP4、MOV 等複数データ形式) 2 枚
- (4) 撮影素材 一式

6 業務実施報告

- (1) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために市から求めがあった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 受託者は、業務終了後、業務実施報告を作成し、委託期間満了日までに提出すること。

7 提案上限額

6, 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む)

8 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務実施に当たり、第三者(熊本市及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合があります。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

10 その他

- (1) 本業務のスケジュールや進行方法について明確かつ詳細に作成すること。
- (2) 原則として、本業務の全部を第三者に再委託することはできない。但し、市と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (3) 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて市と協議し実施するものとする。